



第4章
2

子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 2

基本方針2

「地域で育つ」
支援体制の確立

第4章〈2〉 子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開〈2〉

基本方針2 「地域で育つ」 支援体制の確立

特別支援学校のセンター的機能を充実することで、教員の専門性の向上や関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において適切な指導・支援を行う等、発達障がいを含めた障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができるよう一貫した支援体制を確立します。

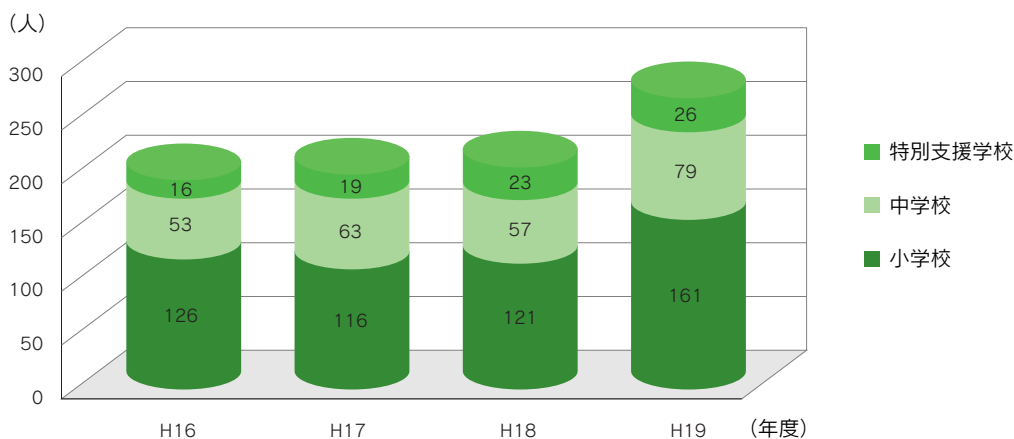
1 最重要課題

最重要課題 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の整備

就学前から高等学校卒業後まで一貫した支援を行っていくためには、関係機関の役割や今後の支援の方向性を示す個別の教育支援計画を学校間で効果的に引き継いでいくことが重要です。教育支援計画の作成においては、各学校の特別支援教育コーディネーターの役割が重要であり、その専門性の向上が求められています。また、教育支援計画は、関係機関の連携のもとで作成されるものであり、各地域の関係機関が連携を強化していくことが重要です。

岐阜県では、平成19年4月の特別支援教育制度の本格開始に先駆け、平成16年に広域（県）特別支援教育連携協議会を設置し、医療・保健、福祉、労働、教育、関係団体等の各機関の代表が参加し、県として市町村における特別支援教育推進体制の整備を促進してきました。現在では約8割の市町村で特別支援教育連携協議会が設置・開催されています。

特別支援教育コーディネーター養成数推移



(岐阜県教育委員会調査より)

また、県内すべての小・中学校と特別支援学校において、コーディネーターを指名できるよう、平成16年度から4年計画で養成研修を実施してきました。平成19年度には、すべての特別支援学校、小・中学校でコーディネーターが指名されています。

公立の特別支援学校16校のコーディネーターが中心となり、地域の学校において幼児や保護者を含めた教育相談をはじめ、近隣の小・中学校の教員を対象とした研修会等の相談支援や研修支援を積極的に行っています。

このように、特別支援教育の考え方がスタートしてから、特別支援教育体制の整備に向けた総合的な取組により、各学校における発達障がいを含め障がいのある幼児児童生徒への理解や支援が充実してきています。

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒数が急増しており、平成18年度から、通級指導教室の対象にLDやADHD、自閉症が加わり、小学校の通級指導教室（情緒障がい、LD等）において指導を受けている児童数は、平成18年度から平成20年度の3年間で約

3倍（H18：88人 H20：282人）となっています。これは、障がいのある児童生徒数が単純に増加しているのではなく、小・中学校において、特別支援教育の校内体制が整備され、コーディネーターを中心に研修や啓発活動を実施することで、支援を必要とする子どもの理解や実態把握が充実してきたからであると考えられます。

しかし、小・中学校においては、発達障がい等に応じた支援を行うための教育環境（取り出し指導するための教室や教員、指導内容の選択等）が、まだ十分とは言えません。

また、幼稚園や高等学校においては、専門相談支援員の派遣や地域の特別支援学校のセンター的機能によるコーディネーターの訪問、平成20年度から取り組んでいる高等学校発達障がい専門家緊急派遣事業等を活用した相談や研修を実施していますが、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等、校内における体制整備は十分に進んでいません。

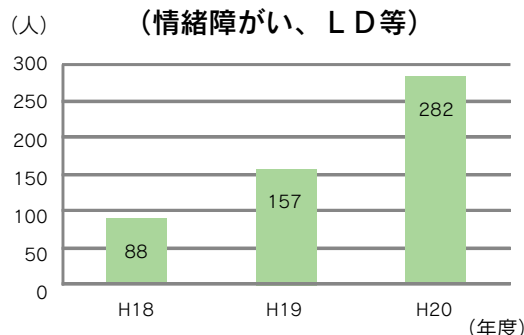
さらに、特別支援学校においては、各学校等が求める発達障がい等の障がいに関わる様々なニーズに対応できる専門性の向上に努めていく必要が出てきています。

このようなことから、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制を整備するためには、校内体制の整備に弱さのある幼稚園や高等学校における校内体制の整備をすること、就学前のできるだけ早い時期に障がいを発見し、個別の教育支援計画を作成すること、また、この支援計画を活用した学校間の接続を強化すること、さらには、こうした体制づくりを推進するための特別支援教育コーディネーターの専門性の向上、特別支援学校のセンター的機能の強化等を図っていく必要があります。

一方、就学前においては、障がいを発見するシステムが未整備であったり、小・中学校においては、発達障がいのある子どもへの支援方法が確立されていなかったり、高等学校においては、教員の障がいに対する理解が不十分であったりする等、それぞれのライフステージにおける課題への対応も必要となっています。

そこで、ライフステージごとの課題を明確にしたうえで、学校間の接続を強化し、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であると考えます。

小学校通級指導教室の児童数推移
（情緒障がい、LD等）



（岐阜県教育委員会調査より）

2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見

「子どもかがやきプラン推進委員会」等で伺った下記のような意見を十分に踏まえながら、取り組むべき施策の方向性や具体的な計画を策定しました。

〈就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立について〉 → 基本施策④

- ・ 幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への接続に課題があるのではないかと。就学前から高等学校卒業後まで一貫して支援を行うことができる体制を整備する必要がある。
- ・ 特別支援教育の充実、その地域の療育の充実そのものであり、ひいては、共生社会の構築につながる。特別支援教育の役割は今後ますます重要になると考える。
- ・ 管理職、教員の意識や資質の向上に向けて、校内体制のあり方等、各地域でモデルを示したり、地域の核となるコーディネーター・リーダーを位置づけ、育成することも必要である。
- ・ 教員の専門性の向上も課題であり、プランに具体的な施策を打ち出す必要があると思う。

〈各ライフステージにおける自立支援の充実について〉 → 基本施策⑤

- ・ 1歳半や3歳段階での早期発見を充実する流れもあるが、5歳児段階での早期発見はスムーズな就学に向けて必要であると思うので、その目的をはっきりする必要がある。
- ・ 発達障がいのある早期発見、早期支援は、小学校就学後の支援につながる施策であり、とても大切だと思う。障がい福祉等の関係機関との連携のもと実施していくとよい。
- ・ 保護者が就学に向けて見通しを持てるような支援が必要である。就学指導委員会の見通しとも併せて、専門家とチームを作って進めていけるとよい。
- ・ 発達障がいのある生徒は、知的に高くても、就労ではうまくいかないケースがある。早期発見、早期支援により、通常の学級においても、就労までつなげていけるような支援システムの構築が必要である。
- ・ 高等学校における校内委員会の設置、コーディネーターの指名の現状は小・中学校等と比べると不十分であり、まずは、支援が行える体制を整備する必要がある。
- ・ 発達障がいの支援をみると、何か問題が起きてからでないと支援が始まらないといったケースが多い。特に高等学校では、先手の対応ができるような支援体制を作る必要がある。中高の縦の連携と高等学校間の情報交換の場を設定するとともに、高等学校教員を対象とした研修を実施していただきたい。
- ・ 保護者が子どもの将来に見通しがもてるような支援が必要である。現在実施しているキャラバン隊の派遣等、保護者向けの情報提供はぜひ継続実施してほしい。

〈教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携について〉 → 基本施策⑥

- ・ 看護講師は、現在担当している子どもの医療的ケアに関する知識や技能はあるが、将来的なニーズにも対応できる専門性を身につけたいという希望を持っている。現在実施している研修会や協議会等は継続する必要がある。
- ・ 共生社会の確立に向けて、障がいのある子とない子が共に学び合う交流教育を推進する必要がある。義務教育段階、特に低学年の間は地域の学校との交流及び共同学習が必要である。

3 基本施策

基本施策④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立

地域の特別支援教育の核となる特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立を目指して、就学前における障がいの早期発見、早期支援を行うことによりスムーズな就学につなげる等、ライフステージ間の接続（移行支援）を充実し、障がいのある子どもが自立や社会参加するために必要な支援を行います。

施策④－1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

各学校において、校内委員会の運営等の校内体制の充実や関係機関との連携等、特別支援教育を推進する役割を担うコーディネーターの専門性を向上します。

施策④－2 特別支援学校のセンター的機能の充実

各特別支援学校が地域の特別支援教育の中核的役割を担うために必要となる機能（相談機能、研修機能、交流教育機能、連携機能）を充実します。

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の接続を強化するための支援を充実します。

施策④－3 個別の教育支援計画の作成・活用

就学前に障がいの早期発見、早期支援ができる支援体制の整備を促進します。

障がいのある幼児児童生徒の個別の教育支援計画を作成・活用していけるよう、中学校区ごとに教育支援計画作成委員会を設置する等、支援システムの構築を推進します。

施策④－4 教員の専門性の向上

総合教育センターにおいて、特別支援教育関係の専門講座を開催したり、各種研修においても発達障がいを含めた障がいの理解を促す研修を位置付ける等、教員の専門性の向上に努めます。

基本施策⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実

各ライフステージで関わる教員の授業力を向上し、発達障がいを含め障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を目指して、障がいのある子どもの成長と共に生じるライフステージごとの重点課題を明確にし、高等学校卒業後までを見通した継続的な支援を行います。

施策⑤－1 就学前における自立支援

就学前のできるだけ早い時期に障がいを発見するシステムの構築を推進します。
小学校入学前に障がいのある子どもの個別の教育支援計画の作成・活用を促進し、スムーズな就学移行を図ります。

施策⑤－2 小・中学校における自立支援

障がいのある児童生徒を実際に支援する教員の専門性の向上を図り、就学前に早期発見した児童の障がい特性や発達段階に応じたサポートシステムの構築を推進します。
発達障がいについて、小・中学校の児童生徒や保護者への理解啓発を促します。

施策⑤－3 高等学校における自立支援

高等学校における実態把握や校内支援体制の整備を早急に進めます。
高等学校の教員が発達障がい等の障がいについて理解を深めるとともに、先進校の実践を調査研究し、高等学校における個に応じた支援を充実します。
中学校や労働機関等との連携を強化し、中学校と高等学校での一貫した支援や就労先との共同支援を実現します。

施策⑤－4 特別支援学校における自立支援

外部専門家を活用し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育コンテンツの研究開発に努め、特別支援学校の専門性を発揮し、障がい特性に応じた支援の充実を図ります。
多様な障がいに対応した教育コンテンツを集約し、特別支援学校間だけでなく、通常の学校や地域の人々が活用できるデータベースを構築します。

基本施策⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携

教育と医療・保健、福祉、労働等の関係機関が一体となって支援する体制の充実を目指して、学校と関係機関、保護者が連携を密にして、障がいのある子どもたちが将来自立し社会参加していくために持てる力を最大限発揮するよう支援の充実を図ります。

施策⑥－1 関係機関との地域支援ネットワークの確立

教育と医療・保健、福祉、労働等との連携を図り、さらには、市町村における特別支援体制を推進するために、県及び各地区で特別支援教育連携協議会を実施します。

施策⑥－2 障がいの重度・重複化への対応

重度・重複化に対応するため、県立看護大学や医療機関等の専門機関との連携を強化します。

施策⑥－3 交流及び共同学習の推進

共生社会の実現に向け、障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を推進します。



「医療的ケア専門研修会の様子」

4 施策内容

基本施策④ 就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立

施策④-1 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

(1) 現状と課題

平成16年度から4年計画で特別支援教育コーディネーター養成研修を実施し、小・中学校ではコーディネーターを中心に特別支援教育に関する研修や啓発活動がなされつつあります。しかし、幼稚園や高等学校においては、特別支援教育に関する体制整備は十分に進んでおらず、コーディネーターの役割もまだ十分に理解されていません。また小・中学校では、教員の異動等により、毎年多くの教員が新たにコーディネーターの指名を受けています。

関係機関との連携を図りながら、校内委員会等の校内支援体制を充実し、特別支援教育を推進していく上で、その中心的な役割を担うコーディネーターの専門性を、継続して向上していく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 特別支援教育コーディネーター研修会による専門性の向上

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で新しくコーディネーターに指名された教員を対象に、具体的な事例研究をもとにした研修会を開催し、コーディネーターとしての専門性の向上を図ります。特に、幼稚園と高等学校については、平成21年度より新規に研修会を開催します。

開催形態	県内5圏域ごとに年2回開催
研修講師	大学関係者等の外部講師、コーディネーターの実績のある学校教員
研修内容	障がいのある幼児児童生徒の支援や指導法 障がいのある子どもを持つ保護者への支援のあり方 校内での連携、関係機関との連携

イ 連携セミナー開催による関係機関とのネットワークの構築

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校の各学校間の連携を図るとともに、関係機関とのネットワークの構築を目的として、医師や理学療法士、福祉施設指導員、労働部局関係者等の各分野の専門家を招いて、連携セミナーを開催します。

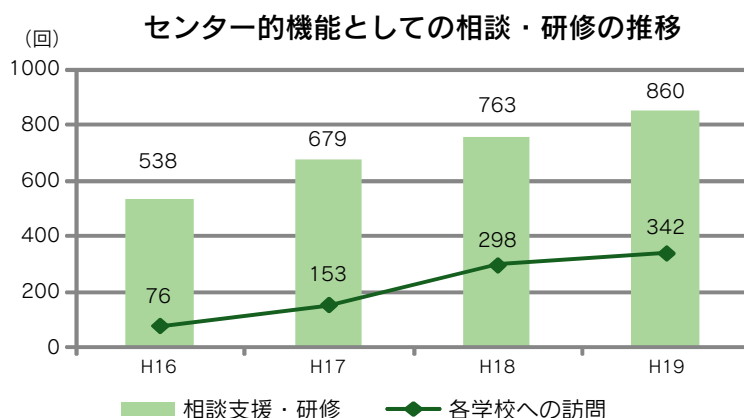
開催形態	専門講演、分科会パネルディスカッション 年1回開催
講師	医療・保健、福祉、労働、教育の各分野の専門家
内容	障がいのある幼児児童生徒の理解と支援 学齢段階に応じた支援のあり方 教育と医療・保健、福祉、労働との連携強化とネットワークづくり

施策④-2 特別支援学校のセンター的機能の充実

(1) 現状と課題

平成19年4月1日の学校教育法の改正により、特別支援学校の果たすべき役割として、地域の特別支援教育のセンターとしての機能が明確に位置づけられました。それに伴い、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校から特別支援学校への相談支援や訪問支援の要請が増加しており、各学校が特別支援学校のセンター的機能を重視しています。

今後は、各学校において、特別支援教育に関する支援体制の整備を図り、さらに学校間の円滑な接続と校種を超えた一貫した支援ができるよう、特別支援学校のセンター的機能を一層充実させ、幼稚園・保育所から高等学校までの学校等と特別支援学校の連携を強化する必要があります。



(岐阜県教育委員会調査より)

(2) 具体的施策内容

特別支援学校のセンター的機能として、以下の4つの機能を一層充実します。

相談機能の充実	学校、保護者からの相談に対する校内体制の整備 学校への訪問による相談支援の充実
研修機能の充実	障がい特性の理解のための研修会の開催 自校教員の専門性向上のための研修会の開催
交流教育機能の充実	地域の幼・小・中・高校との交流学习の推進 地域住民との交流活動の推進
関係機関との連携機能の充実	医療・保健、福祉との連携強化による支援の充実 労働との連携による就業への円滑な移行支援の充実

特に、相談機能と研修機能に重点を置き、特別支援学校が各学校や保護者からの相談に応じるだけでなく、積極的に各学校を訪問することによって、教員や保護者への相談や支援を一層充実します。

また、既存の小・中連絡協議会や中・高連絡協議会等に特別支援学校のコーディネーターを派遣することによって、小学校と中学校、中学校と高等学校の学校間の接続を円滑にし、校種を超えた一貫した支援を実現します。

さらに、医療・保健、福祉等の関係機関との連携を強化するとともに、就学前の相談会や各関係機関が行う子育てや発達に関する相談会にも積極的に特別支援学校のコーディネーターを派遣し、幼稚園・保育所と小学校の接続を円滑にする早期支援を充実します。

施策④-3 個別の教育支援計画の作成・活用

(1) 現状と課題

平成15年度から開始された「障害者基本計画」では、教育において「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を作成して効果的な支援を行う」とこととされ、「重点施策実施5か年計画」では、特別支援学校において個別の支援計画を平成17年度までに作成することが示されました。

「個別の支援計画」とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、教育と医療・保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、障がいのある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画です。その内容は、障がいのある子どものニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法等が考えられます。

この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会の教育機関が中心となって作成する場合には、「個別の教育支援計画」と呼んでいます。

現在、ほとんどの特別支援学校で、「個別の教育支援計画」を作成しており、特別支援教育の推進により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においても徐々に作成が進んでいます。岐阜県においては、小・中学校の作成は60%を超えていますが、幼稚園は30%台、高等学校は10%に届かず、今後も作成を推進していく必要があります。

個別の教育支援計画作成状況

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	(平成20年度文部科学省調査より)
31.3	60.2	65.9	7.5	(%)

作成が進まない理由としては、次のことが考えられます。

就学前の作成システムが未確立（学校と関係機関との連携の不足）

保護者の意見聴取が不十分

ライフステージ間の情報の引き継ぎを行うための体制の未整備

教育支援計画の作成については、今後、ライフステージ間の接続及び関係機関との連携強化や就学前の個別の教育支援計画の作成システムを構築していく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 教育支援計画作成委員会の設置

学校医、保健師、保育士、小・中学校教員等、医療・保健、福祉、教育の関係機関が連携した「教育支援計画作成委員会」を中学校区ごとに設置し、就学前のできるだけ早期に障がいのある子どもを発見し、個別の教育支援計画を作成していくシステムの構築を推進します。

障がいのある子ども一人一人が遭遇している日常生活や学校生活等における制約や困難を改善・克服しようとするため、医療・保健、福祉、労働、教育等の様々な分野から見たニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行う体制づくりを推進していきます。

イ 保護者の参画

障がいのある子どもの医療・保健、福祉、労働、教育等の様々な観点から生じうるニーズに対応するために、一人一人を支える関係機関、関係者等と協力して、的確な支援を実施するための適切な目標を設定することが必要です。このとき、保護者は重要な支援者の一人であることから、積極的な参画を促し、その意見を聞いて、支援の目標を設定することが重要です。

教育支援計画作成委員会における保護者の意見聴取とともに、継続的な相談支援やプロフィールブック等の活用による情報の共有等、保護者が支援の中核として積極的に参画できるようにしていくことが重要と考えます。

ウ プロフィールブックの活用による評価・改訂・引き継ぎ

「個別の教育支援計画」の作成・活用にあたっては、対象者の総合的な評価に基づいて行うことが大切です。評価には、子どもの障がいの状態や相談・支援の内容とその効果、子どもやその保護者のニーズ等が含まれているので、関係機関においては、保護者の理解を得て、これらの情報を共有して具体的な「個別の教育支援計画」を作成したり、プロフィールブックに「個別の教育支援計画」を記載あるいは添付し、保護者と共有することも重要です。さらには、実施した支援の評価とそれを踏まえた改訂内容と引き継ぎ事項を記入し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した適切な支援を行うために、関係する支援を行う者や関係機関等に、計画の引き継ぎができる体制を確立します。

エ 既存の組織や連絡会を活用したライフステージ間の接続強化

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等の就学または進学前後には、すでに連絡会や教育相談会等により、支援が必要な子どもについて、スムーズな移行を促すための取り組みがなされています。こうした既存の組織や連絡会を下記の点について見直し、より充実していきます。

関係機関との連携
 特別支援学校のセンター的機能の活用
 効果的な支援につながる開催時期、内容の検討
 保護者の意見聴取
 個別の教育支援計画の改訂、引き継ぎ

施策④-4 教員の専門性の向上

(1) 現状と課題

特別支援学校だけでなく、小・中学校においても障がいの多様化が進んでおり、障がい特性に応じた適切な支援を行っていくためには、これまで以上に教員の専門性の向上が求められます。

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる小学校、中学校、高等学校等への訪問支援も急増しており、発達障がいにおける二次障がいへの対応が大半を占めています。そのため、障がいの早期発見、早期支援に向けた専門性の向上が喫緊の課題となっています。

(2) 具体的施策内容

ア 経験年数及び職務に応じた研修における発達障がい支援研修の充実

初任者研修、新規採用養護教諭研修、3年目研修、6年目研修、12年目研修、常勤講師研修といった児童生徒の指導に直接携わる教員の経験年数に応じた研修はもとより、新任の管理職や教務、進路、生徒指導等の主任主事研修の他、特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修、特別支援学校新任担当教員研修といった学校運営上または児童生徒の指導上重要な立場にある教員の職務に応じた研修において、発達障がい等の理解に関する研修内容を導入しています。今後は、さらに発達障がい等の支援のあり方に関する研修内容を盛り込み、障がいのある児童生徒が二次障がいとならないよう、小・中学校や高等学校等における特別支援教育を充実します。

イ 岐阜県総合教育センターにおける専門性向上のための研修の充実

発達検査や知能検査は、障がいの早期発見、早期支援において有効な手段です。これまでは、検査の実施方法と検査結果に基づく支援方法に関する研修を設けてきました。

今後は、この両者をつなぐ正しい検査結果の解釈に基づく、具体的な支援に関する研修を新たに設け、障がいの見極めと適切な支援が、早期の段階で行える研修を実施します。

また、保護者や教員へ適切な指導・助言ができる幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターの養成も重要です。県ではこれまで、県内5地区において特別支援教育コーディネーター研修を行ってきました。さらに今後も、自主研修土曜講座「コーディネーターの専門性を高める土曜講座」を充実することによりコーディネーターの専門性を向上し、校内支援体制づくりや地域の関係機関とのネットワークづくりにつなげていきます。

ウ 特別支援学校における専門性向上研修の地域への発信

特別支援学校においては、独自に様々な専門性を向上するための校内研修を実施しています。これを岐阜県総合教育センターのホームページ上に、「特別支援学校連携講座」として掲載し、各特別支援学校研修担当者と連携をしながら、より多くの幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員が各特別支援学校が実施する研修に参加し、その専門性を向上することができるよう積極的に広く地域へ発信していきます。

エ 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

特別支援学校の総合化を進める中、知的障がい、肢体不自由、病弱などの障がいにも対応可能な教員が必要です。そのためには、特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況の向上、さらには、複数の特別支援教育領域にわたる免許状取得も必要です。

平成21年度から教員免許状の更新制度がスタートしますが、関係大学との連携を図りながら、免許法認定講習等を継続し、免許保有率の向上に取り組んでいきます。

基本施策⑤ 各ライフステージにおける自立支援の充実

施策⑤-1 就学前における自立支援

(1) 現状と課題

障がいの発見にかかわる主な制度としては、母子保健にかかわる施策として、母子保健法に基づき市町村が実施している「乳幼児健康診査」や、就学事務の一環として、学校保健法に基づき市町村教育委員会が実施している「就学時の健康診断」があります。

乳幼児健康診査は、疾病の異常や早期発見（二次予防）の機会として重要であり、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の実施が、市町村に義務付けられています。

就学時健診は、就学前4か月前までに行うこととされ、市町村教育委員会が各小学校を会場にして、学齢簿が作成される10月から11月末日までに実施されています。

障がいの発見は、乳幼児期においては、病院や保健センター等の医療・保健等の機関で行われていますが、3歳児健診では、軽度の障がいについては、その差がほとんどなく発見が困難な状況もあります。

根拠法令	1歳6か月児健康診査 母子保健法	3歳児健康診査 母子保健法	就学時の健康診断 学校保健法
目的	幼児の栄養及び育児に関する指導を行い幼児の健康の保持及び増進を図る	育児に関する指導を行い幼児の健康の保持及び増進を図る	治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学を図る
対象	満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	満3歳を超え満4歳に達しない幼児	小学校等への就学予定者
健康診査の項目	身体的発育状況、栄養状態 脊柱、胸郭の疾病、異常の有無 皮膚の疾病の有無 四肢運動障がいの有無 精神発達の状況 言語障がいの有無 予防接種の実施状況 その他の疾病、異常の有無 その他育児上問題となる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)	身体発育状況、栄養状態 脊柱、胸郭の疾病、異常の有無 皮膚の疾病の有無 眼の疾病及び異常の有無 耳、鼻及び咽頭の疾病等 四肢運動障がいの有無 精神発達、言語障がいの有無 予防接種の実施状況 その他の疾病、異常の有無 その他育児上問題となる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)	栄養状態 脊柱、胸郭の疾病、異常の有無 視力及び聴力 眼の疾病及び異常の有無 耳鼻咽喉疾患、皮膚疾患 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 その他の疾病、異常の有無

従って、3歳児健診(母子保健法)と就学児健診(学校保健法)の間に、軽度の障がい(発達障がいを含む)を就学前のできるだけ早期に発見するシステムの整備が必要です。既存の連携協議会や相談会等の支援体制を活用して、障がいの早期発見ができるよう方向性を具体的に示す必要があります。

また、障がいの発見の遅れにともなう不登校や情緒不安等の二次障がいを示す児童生徒が増加しており、福祉部局等と連携し、発達障がい等の障がいを発見する機会を設定し、就学前に教育支援計画を作成するシステムの構築が喫緊の課題といえます。

さらには、障がいの発見と同時に、保護者が就学前に抱く様々な不安や心配を受け止めるための相談の場や、子どもへの支援ができる体制も整備していく必要があります。

LD、ADHD等障がいの早期発見モデル図

	【保健・福祉】 ・個別の支援					【教育】 ・集団の中での教育支援			
	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才
障がいの発見	1歳6か月児健診		3歳児健診（保健・医療）			LD、ADHD 等障がい 早期発見	就学時健診(教育)		
障がいの支援	療育センター		幼児ことばの教室（福祉）				就学相談 就学		
支援計画	支援計画（福祉）						教育支援計画（教育）		

(2) 具体的施策内容

ア 特別支援教育連携協議会における検証

県が設置する既存の広域（県）特別支援教育連携協議会及び教育事務所を単位とする部局横断型の（各地区）特別支援教育連携協議会において、各指定地域の推進状況を検証し、各地域の障がいの早期発見、早期支援の取り組みを推進します。

イ 支援チームの編成

障がいの判断及び具体的な支援等について専門的意見を提示するため、発達支援センターや発達障がい外来担当医、特別支援学校のコーディネーター等からなる「支援チーム」を各地区ごとに編成し、指定地域の要請に応じて訪問支援を行います。

ウ 指定地域の取組

市町村特別支援教育連携協議会における協議

医療・保健、福祉、教育等の連携による既存の市町村特別支援教育連携協議会等の活用

障がいのある幼児及びその保護者に対する早期からの総合的な支援体制の整備

子育て相談会や発達相談会等を活用した相談支援の推進

域内の療育センターや保健センター等の関係機関が行う相談会の把握

指定地域の相談支援チームの派遣や県の支援チームの派遣要請

教育相談会・講演会の開催

医療・保健、福祉、教育等の関係機関による教育相談会の実施

障がいに関する専門家による講演会の実施

早期発見に関するシステムの構築

幼稚園・保育所への巡回や校医の活用等、障がいの早期発見が効果的に実施できる体制の研究（中学校区ごとに整備を検討）

学校等への円滑な移行方法の工夫

障がいのある幼児の円滑な就学移行のための個別の教育支援計画の作成とその活用

通常の学級に在籍する障がいのある子どもを指導・支援する校内支援体制の整備

エ 「幼児教育チーム」の活用

保護者の相談支援については、特別支援学校のセンター的機能を充実するとともに、「幼児教育チーム」を設置し、保護者のニーズに応じた支援体制の整備を行っていきます。行政サイドの都合により、保護者の思いにタイムリーに応えられない状況を生まみ出さないよう、ワンストップで相談支援ができる体制づくりを検討していきます。

また、就学前における特別支援教育を推進するとともに、幼稚園・保育所と小学校との連携を強化していきます。

施策⑤-2 小・中学校における自立支援

(1) 現状と課題

小・中学校における障がいのある児童生徒数は急増傾向にあります。こうした児童生徒に対しては、早期からの適切な支援が必要であり、小・中学校での特別支援教育体制整備を計画的に進める必要があります。具体的には、発達障がい等の児童生徒の発見と対象児童生徒の個別の指導計画や教育支援計画の作成があげられます。さらに、その計画に沿った支援や関係機関との連携が必要です。こうした適切な支援によって、障がいのある児童生徒の社会的な自立を促すとともに、二次障がいを防止することが重要であると考えられます。そのため、各小・中学校における特別支援教育に配慮した授業改善と障がいのある児童生徒と共に生活する児童生徒やその保護者への理解啓発を図る必要があります。

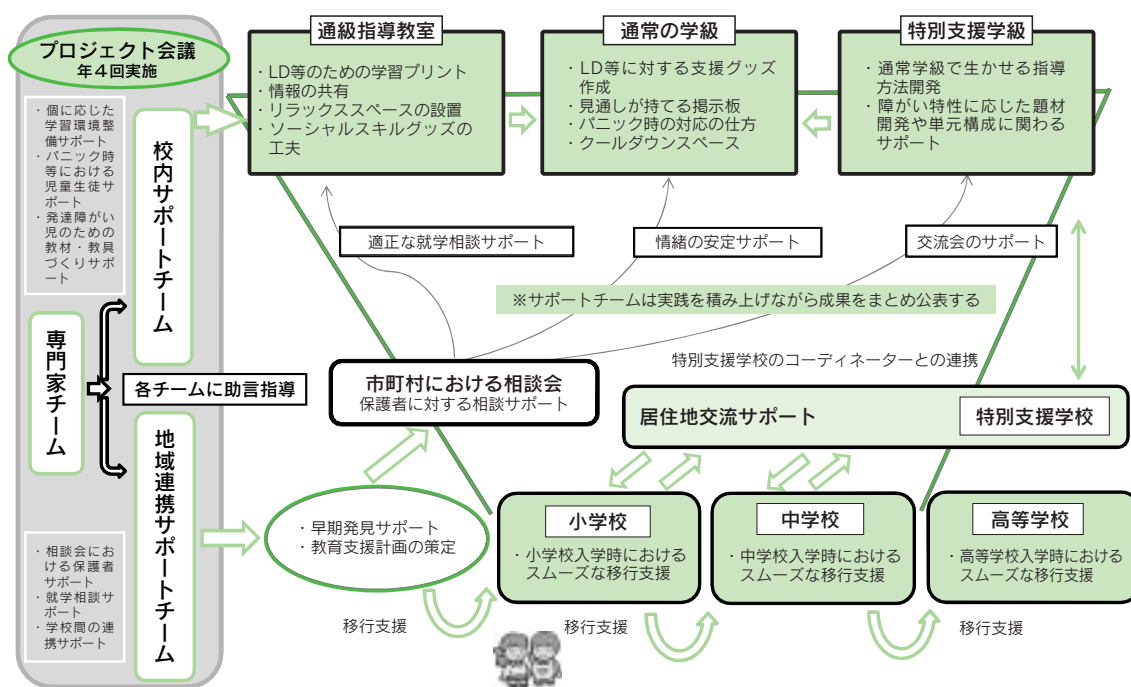
(2) 具体的施策内容

障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図り、授業改善につなげるとともに、障がいのある児童生徒と共に生活する児童生徒やその保護者への理解啓発を図ります。

ア 就学前の早期に障がいが発見された児童へのサポートシステムの構築

障がいのある児童生徒に対する指導や支援については、これまでも各小・中学校で実践されてきましたが、そのノウハウについてはなかなか広がっていかないのが実情です。そこで、各地区で、特別支援教育に積極的に携わっている教員によるプロジェクトチームを結成し、その研究実践を整理し、広めていく事業を展開します。

サポートシステム構築モデル図



本チームは、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者、通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーターで構成し、プロジェクト会議を開催するとともに、各メンバーで実践を蓄積し、障がいのある児童生徒に対する支援の実践例を資料集としてまとめます。この実践を県内に広めることで、対象児童生徒へのサポートシステムをより確かなものにします。

イ 体験・実感型理解啓発活動の実践

特別支援教育を推進するためには、障がいのある児童生徒に対する直接的な支援と同様にその周りの児童生徒や保護者に対する体験・実感型理解啓発活動が重要です。そこで、NPO法人等との連携を図り、自閉症等の発達障がいに関わる理解啓発の事業を展開します。具体的には、発達障がいのある子どもを持つ保護者が、発達障がいのある子どもの特徴や成長段階での苦勞を、直接、児童生徒や保護者に話すことにより理解を深めようとするものです。また、疑似体験等を行うことによって、障がいのある子どもたちの視界や情緒面を体験的に理解することを目指します。平成20年度の取り組みでも、「障がいのある仲間の苦しさやがんばっている様子がよくわかった」と好評です。さらに、理解啓発のパンフレットも作成し、できるだけ多くの方に理解してもらえよう取り組んでいきます。

疑似体験活動「手袋をはめて折り紙を折ってみよう」



簡単なことでも、障がいのある子にとっては、たいへんなことなんだね。



(平成20年度小学校における体験・実感型理解啓発活動の様子から)

施策⑥-3 高等学校における自立支援

(1) 現状と課題

平成20年7月調査では、約7割の公立高等学校から発達障がいがあると思われる生徒が在籍しているとの回答がありました。友人関係をうまく作れなかったり、学習に集中できずに、不登校や生徒指導上の問題行動、中途退学等につながっていく場合も見られます。

高等学校において、発達障がいのある生徒への対応は喫緊の課題となっています。

しかしながら、現状では、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等の校内支援体制の整備が遅れており、教員の発達障がいに対する理解はまだ進んでいません。校内支援体制の整備を急ぐとともに、高等学校段階での適切な支援方法を確立する必要があります。

また、中学校や労働機関等との連携を強化し、中・高での一貫した支援や就労先との共同支援を実現する必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 高等学校特別支援教育推進協議会の設置

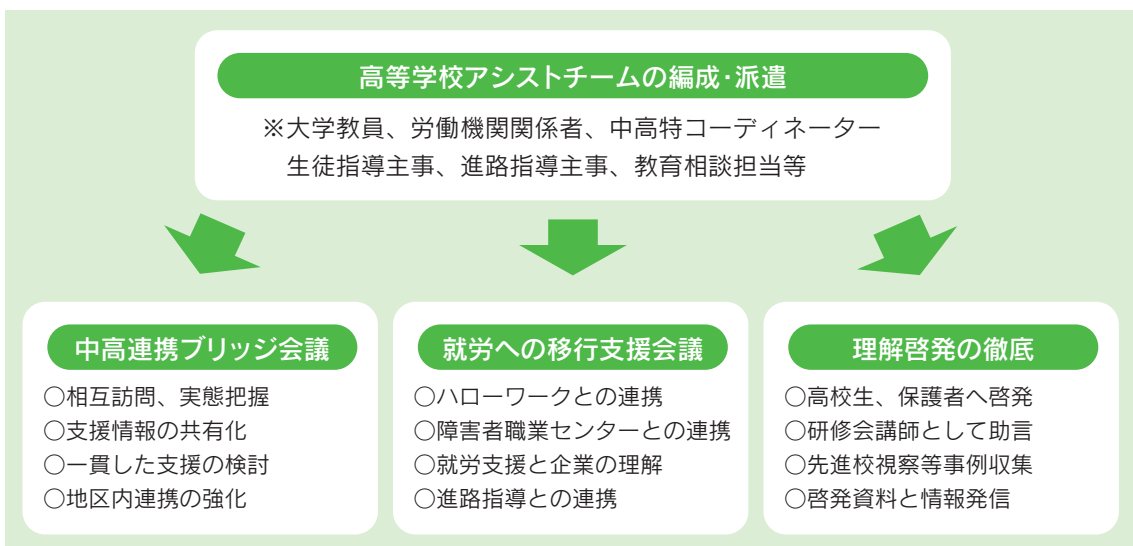
高等学校の管理職や教育委員会・教育事務所担当者に、大学関係者等をアドバイザーとして加えた協議会を設置し、高等学校の支援体制推進の方向性を検討します。

イ 高等学校アシストチームの編成・派遣

大学教員、労働機関関係者、中学校や高等学校、特別支援学校のコーディネーター等をメンバーとするアシストチームを編成し、必要に応じて会議を開催したり、各高等学校に派遣したりします。

中高連携ブリッジ会議の開催	中学校と高等学校の連携の強化
就労への移行支援会議の開催	労働関係機関や就労先との連携の強化
理解啓発の徹底のための取組	発達障がいの理解と支援方法の確立

高等学校への自立支援モデル図



施策⑤-4 特別支援学校における自立支援

(1) 現状と課題

特別支援学校においては、児童生徒数の増加、障がいの重度・重複化、多様化がより顕著となっています。一方、小・中学校においても、特別支援学級在籍者、通級指導教室対象者が増加しており、障がいの多様化も進んでいます。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが各校・各園等を訪問支援した件数は、平成16年度から4年間で4.5倍に増加しています。

そのため、様々な障がいに対応できる特別支援学校の総合化を視野に入れながら、障がいの重度・重複化、多様化による校内外の教育的ニーズに対応できる指導内容や指導方法を研究開発し、その情報を様々な学校間等で共有することが必要となっています。

(2) 具体的施策内容

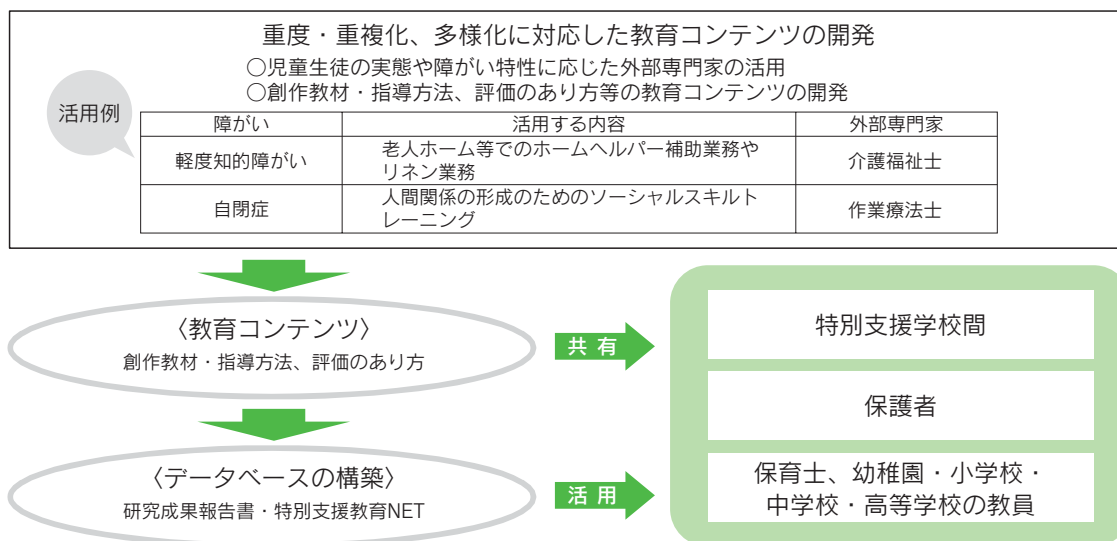
ア 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育コンテンツの開発

医師、作業療法士、臨床心理士、聴能訓練士等の外部専門家を弾力的に活用し、その指導・助言を受けながら教材の創作や指導方法、評価のあり方等の教育コンテンツの開発に取り組みます。医療的ケアが必要な肢体不自由や病弱の児童生徒に対する自立活動のあり方や、重度の障がいのある生徒が意欲的に取り組める作業学習、自閉症等の児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニングを組み入れた授業過程の研究等、障がい特性に応じた新たな教育コンテンツを研究開発します。

イ 多様な障がいに対応したデータベースの構築

各特別支援学校が開発した新たな教育コンテンツを収集し、研究成果報告書を作成して関係各機関へ配付するとともに、集約された新たな教育コンテンツをデータベース化して、「特別支援教育NET」上へ掲載します。各特別支援学校が専門性を発揮し、蓄積した教育コンテンツを、必要なときに、必要な人が活用できるようにし、多様な障がいに対する指導の充実が図られるようにします。

教育コンテンツのデータベース構築モデル図



基本施策⑥ 教育と医療・保健、福祉、労働等関係機関との連携

施策⑥-1 関係機関との地域支援ネットワークの確立

(1) 現状と課題

障がいのある児童生徒が、二次障がいを引き起こすことなく、穏やかに成長していくためには、学校教育の支援だけでは十分ではありません。就学前から高等学校卒業後まで、その段階ごとにおける関係機関との連携がとても重要となってきます。そこで、特別支援教育連携協議会を県、各地区、市町村で開催し、障がいのある児童生徒に一貫した指導や支援が行えるよう地域のネットワークづくりを推進しています。

(2) 具体的施策内容

教育と医療・保健、福祉、労働等との連携を図り、さらには、市町村における特別支援教育の体制整備を推進するため、県及び各地区で特別支援教育連携協議会を開催します。

ア 岐阜県特別支援教育連携協議会及び地区特別支援教育連携協議会

県では、国の動向や関係法令の改正等を受け、県全体の特別支援教育の推進体制整備の一環として岐阜県特別支援教育連携協議会を設置しています。この会は、医師会や大学関係者、障害福祉課、子ども家庭課、労働局、幼稚園長会、小・中学校長会、高等学校長会、障がい者団体等で構成しています。今後も、特別支援教育の推進に関わる共通理解を図るとともに、関係の事業が円滑に進むよう連携協議会の充実を図っていきます。

各地区では、県の連携協議会の流れを受け、各教育事務所が中心となって、地区連携協議会を実施しています。病院や特別支援学校の設置状況等、特別支援教育の体制推進に関わる状況が異なり、市町村によっては、専門機関が少ないところもあります。そうした地域への専門家の派遣等、その地区に応じた特別支援教育の推進のあり方について検討を進めていきます。

イ 市町村特別支援教育連携協議会

県や地区の連携協議会の方向を受け、各市町村では、障がいのある子どもたちの具体的な事例検討も含めた連携協議会を設置しています。従来の適正就学指導委員会の機能も含め、各市町村内における特別支援教育をいかに進めていくかについて、具体的な議論がなされています。

今後、連携協議会として力を入れていくことは、就学前の障がいの早期発見、早期支援と卒業後の就労支援、福祉サービス等に関する関係機関とのネットワークづくりです。

障がいの早期発見に関しては、3歳児健診等で見過ごされてしまった障がいを就学時健診までに発見できるような体制づくりに医療・保健、福祉と連携し取り組んでいけるよう支援していきます。また、卒業後の就労支援については、労働部局や特別支援学校高等部との連携により就労支援ネットワークの構築に取り組みます。

施策⑥-2 障がいの重度・重複化への対応

(1) 現状と課題

特別支援学校における児童生徒の障がいの重度・重複化は年々進んでいます。こうした状況に対応できるよう、障がいの理解や指導方法の改善に関わって特別支援学校では研修を充実させています。

しかし、教育の範疇では対応できない問題も起きています。それは、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の急増です。痰の吸引や導尿、酸素吸入等を学校現場で行う必要が出てきています。これらの医療行為は、当然、医師や看護師等の資格を持った専門家しか行うことができません。そのため、県では、看護師の資格を有した看護講師を、日常的に医療的ケアを必要としている児童生徒が在籍する特別支援学校に配置し、教員ではできない医療行為を実施しています。

また、特別支援学校には、主治医の指示のもと運動制限や生活規制、薬の服用等をしている児童生徒も多くいます。児童生徒が安心して安全に学校生活が送れるよう医療機関や保護者との連携を密にしていく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 指導医の委嘱

日常的に医療的な支援が必要な児童生徒の在籍する特別支援学校では、指導医を委嘱し、対象児童生徒に対する支援方法について指導を受けながら支援を行います。

- 対象児童生徒に対する医療的な支援の計画立案
- 校内の医療体制についての助言
- 配置された看護講師に対するスキルアップ研修の実施

イ 看護講師に対する研修

障がいの重度・重複化に伴い、医療的ケアもより専門的な知識や技能が必要になってきており、看護講師もこれまでの経験や知識に頼ることなく、常に最新の情報を得ながら勤務することが求められています。そこで、年に1回、看護講師研修会を実施し、医師等より講話を聞くことで専門性の向上を図ります。また、学校現場での先進的な取り組みに関わる情報交換を行うことによって、より円滑で質の高いサポートができるよう努めます。

ウ 教員に対する研修

教員は、実際に医療行為はできないので、看護講師の支援を理解することや、日常的に医療機関と連携していくこと等、校内でどのような支援体制を仕組んでいくことが必要であるかについて研修を積んでいます。こうした研修については、県立看護大学や医療機関の協力を得て行っていくことが大切であると考えています。今後も、看護講師による医療的ケア等がより安全にかつ円滑に実施できるよう研修を充実していきます。

エ 医療的ケア専門協議会の実施

日常的に医療的ケアが必要な特別支援学校の担当者が集まって、年に2回医療的ケア専門協議会を開催しています。今後も、関係の特別支援学校で、医療的ケアが安全にかつ円滑に行われるよう、医師や指導的な立場の看護師の講話やヒヤリ・ハット事例（重大な事故には至らないもののその一歩手前となるような事例）の情報交換等を行い、各学校における支援体制の一層の強化を図ります。

施策⑥-3 交流及び共同学習の推進

(1) 現状と課題

障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒と一緒に取り組む「交流及び共同学習」の目的には、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むこと、教科・領域等のねらいを達成することの二つの側面があります。特に前者は、障がいのある幼児児童生徒の社会参加・自立を促進する上でとても大切であり、社会を構成する様々な人々と助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ良い機会となり、共生社会の形成に役立つものです。

平成19年度、県内特別支援学校16校における交流及び共同学習の状況は、居住地校交流が小・中学校との間で133校（前年比16校増）、学校等との交流が58機関（前年比2機関減）となっており、この他、学校近隣の地域団体との地域交流が行われています。特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数に対して、居住地校交流や学校等との交流先の数や回数は適切とは言えず、交流内容もその多くは行事を中心とした交流が大半を占める状況にあります。

今後、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が深く理解し合うためには、交流及び共同学習における量的・質的な充実をより一層推進していく必要があります。

(2) 具体的施策内容

ア 居住地との交流の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の多くは、居住地を離れて学校生活を送っています。この期間に、居住地とのつながりを維持することは、卒業後の社会参加・自立において極めて重要なことです。今後は、特別支援教育コーディネーターを中心に、卒業後の充実した地域生活の実現に向け、障がいのある幼児児童生徒の居住地における学校及び地域との交流をより一層充実します。

イ 個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の実施

特別支援学校は地域の学校や団体等へ出向いたり、招き入れたりする等、より能動的かつ積極的な交流及び共同学習を展開していきます。その際、交流及び共同学習は教育課程に位置付く教育活動であることを念頭におき、一人一人の実態や地域の実情に応じたねらいを明確にし、個別の指導計画を作成・活用した交流及び共同学習を実施します。

ウ 高等学校専門学科と特別支援学校高等部との交流及び共同学習

高等学校専門学科には、その専門性を有する教員並びに施設設備が充実しています。それらを活用しながら交流及び共同学習を実施することは、両者にとって大きなメリットがあると考えます。高等学校専門学科の生徒にとっては、正しい障がい児者への理解を深めることに加え、特別支援学校の生徒を支援することで、これまで学んできたことを再確認することができます。また、特別支援学校高等部生徒にとっては、より高度な作業技術を習得することができます。

そこで、共同のテーマのもと、農作物の生産や加工、または、木工・機械製品の製作等に取り組むことをとおして、お互いにその目的を達成できるような交流及び共同学習の実施について、高等学校と連携を図りながら検討していきます。

岐阜県長期構想重点プロジェクト ～子ども自立支援トータルサポート事業～

基本施策、 、 、 の各施策について、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援を行うため、岐阜県長期構想の重点プロジェクトの一つとして、「子ども自立支援トータルサポート事業」に取り組みます。

- ◆就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援の充実
 - 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 【施策④-1】
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実と学校間の円滑な接続 【施策④-2】
 - 個別の教育支援計画の作成・活用 【施策④-3】
 - 教員の専門性の向上 【施策④-4】
 - 県レベル、圏域レベルにおける関係機関との連携強化 【施策⑥-1】
- ◆各ライフステージにおける自立支援の充実
 - 就学前における自立支援 【施策⑤-1】
 - ・障がいのある子どもの早期発見、早期支援システムの構築
 - ・個別の教育支援計画を作成・活用したスムーズな就学移行
 - 小・中学校における自立支援 【施策⑤-2】
 - ・障がいの特性や発達段階に応じたサポートシステムの構築
 - ・児童生徒、保護者への発達障がい等についての理解啓発
 - 高等学校における自立支援 【施策⑤-3】
 - ・発達障がい等の障がいについての理解と適切な支援の充実
 - ・中学校との連携強化と就労移行支援の充実
 - 特別支援学校における自立支援 【施策⑤-4】
 - ・外部講師の活用や教材開発等による指導の充実
 - ・障がいの重度・重複化、多様化に対応した授業改善、教科学習等の充実
 - 就労移行のための自立支援 【施策⑧-1】
 - ・企業内作業学習の開発と導入、就労支援ネットワークの構築
 - ・高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた教育課程等、教育環境の研究

一人一人の自立に向けた支援を充実します！

